

土木工事標準仕様書 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和2年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和3年1月1日一部改正)	備考
1	1-	1-	2	21.		<p>21. 連絡 連絡とは、監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p>	1	1-	1-	2	21.		<p>21. 連絡 連絡とは、監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p>	
1	1-	1-	2	23.		<p>23. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、報告等が行われたものについては、署名または押印がなくても有効とする。</p>	1	1-	1-	2	23.		<p>23. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。</p>	

上記の他、第7編道路編第13章 道路維持の様式1、様式2における印は全て廃止する。